



Title	人権条約上の被災国の義務―被災者の生命の保護と人道支援の提供―
Author(s)	徳永, 恵美香
Citation	大阪大学, 2022, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/89477
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏 名 (徳永恵美香)

論文題名

人権条約上の被災国の義務
-被災者の生命の保護と人道支援の提供-

論文内容の要旨

1. 論文の目的

本稿の目的は、災害時における被災者の生命の保護と人道支援の提供を取り上げ、これらに関する人権条約上の被災国の主要な義務の内容を明らかにすることである。被災者の保護をめぐっては、特に被災者の生命の保護に関する被災国の義務に関して、国連人権保障制度や地域的人権条約機関などを中心に活発な議論が見られることを考慮し、本稿では被災者の生命の保護を検討することとする。また、対象となる災害の段階は、災害時、すなわち災害対応が行われる災害発生後から復旧に関する措置が開始されるまでの時間的範囲を主な対象とする。ただし、この災害の時間的適用範囲に関しては、災害の各段階における連続的で適用可能な保護の確保の重要性を考慮し、本稿の目的に照らして必要であると判断される場合は、災害発生前や、災害発生後から一定期間経過後に初期復興や復興に関する措置が実施される期間も検討の対象とする。

取り上げる条約は、自由権規約や社会権規約などの主要な人権条約の他、欧州人権条約や米州人権条約などの地域的人権条約とする。また、これらの主要な人権条約の条約機関と、欧州人権裁判所や米州人権裁判所などの地域的人権条約機関の実行も検討の対象とする。その際、「災害時における人の保護に関するILC条文草案」（以下、災害時保護ILC条文草案）など、被災者の保護や人道支援に関する法典化と漸進的発達の歴史的展開の中で採択等された文書も検討の際の資料として用いる。

2. 論文の構成と概要（各章別）

本稿は3部構成を取り、序章と終章を含めて9つの章で構成される。

第1部「本稿で用いる主要な用語の定義」（第1章、第2章）では、災害と被災者の定義を取り巻く問題を検討し、これら2つの用語の定義の内容の概観を示した。第1章では、災害の定義の内容の検討を行い、災害の発生とその影響による被害を考慮して災害の定義を捉え直すという1つの流れが国連の災害リスク削減分野を中心に見られることと、その定義の内容を示した。第2章では、被災者の定義の内容を検討し、災害時保護ILC条文草案が、災害の影響を直接受ける人々と将来的に災害の影響を直接受ける可能性のある人々の双方を対象としていることを明らかにした。

第2部「被災者の生命の保護と人権条約上の被災国の義務」（第3章、第4章、第5章）では、被災者の生命の保護に関する人権条約上の被災国の義務の内容を明らかにした。第3章では、国際人権法上の被災者の保護の法的意味とその内容の概観を示し、災害時保護ILC条文草案が、被災者の保護を、被災者の人権の保護と特別なニーズの観点から捉えていることを示した。

第4章では、「一般的意見36」の26項と62項を中心に検討することによって、自由権規約2条と6条1項の解釈を行い、被災者の生命の保護に関する自由権規約上の締約国の義務の内容を明らかにした。「一般的意見36」の26項では、自由権規約委員会が「社会の一般的な状況」の概念を提示し、その中に災害を含むと解することで、生命の保護に関する積極的義務に基づき、適切な措置をとる義務を締約国に課していることを示した。また、同一般的意見の62項では、国際環境法に基づく国家の義務に基づいて生命に対する権利に関する義務を解釈することで、自由権規約では明示的に規定されていない国際協力の義務を自由権規約の下での義務に含める解釈を示していることを明らかにした。

第5章では、欧州人権裁判所が、その判例法理の中で示した人為的災害の原因となる「危険な活動」と自然災害という2つの災害類型を用いて、被災者の生命の保護を目的として、欧州人権条約2条に基づく積極的義務の実体的側面と手続的側面の両面の範囲と対象を拡大する解釈を示していることを示した。

第3部「災害時における人道支援の提供と人権条約上の被災国の義務」（第6章、第7章）では、人権条約上の国際協力の義務の観点から、災害時における国外からの人道支援の受け入れをめぐる法的問題を検討し、これらに関する人権条約上の被災国の義務の内容を明らかにした。第6章では、人道支援の定義と人道支援に関する原則に関する議論を検討し、人道性、中立性及び公平性という人道原則に関する災害時保護ILC条文草案6条の法的義務の性質が不明確である点を明らかにした。

第7章では、被災者の「人道支援に対する権利」に関する議論を概観するとともに、社会権規約上の「最低限の中核的義務」が災害の文脈においても妥当することと、その義務の内容を明らかにした。また、災害時保護ILC条文草案10条1項の「人の保護と人道救援支援の提供を確保する義務」と同条文草案11条の「国外からの支援を求める被災国の義務」が、ILCの審議の中で、法的義務として規定することが回避され、厳密な意味での法的義務というよりは責務に近い形で規定されていることを示した。

最後に、終章においては、災害時保護ILC条文草案が被災国の同意原則を乗り越えるための1つの解決策を示す動きであると評価できるものの、その法的義務の性質と内容が不明確であるなどの問題点を指摘した。また、人権条約上の被災国の義務の視点が、被災国の同意原則を再構築する理論的枠組みを提示する可能性がある点を示すとともに、被災者の保護と災害時における国際的な人道支援に関する国際法学的研究における今後の課題を示した。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (徳 永 恵 美 香)			
	(職)	氏 名	
論文審査担当者	主 査	教 授	和 仁 健太郎
	副 査	教 授	村 上 正 直
	副 査	准教授	二 杉 健 斗

論文審査の結果の要旨

【本論文の目的と検討対象】 本論文の目的は、災害時における被災者の生命の保護と人道支援に関し、人権条約上の被災国の主要な義務の内容を検討し、明らかにすることにある。そのため、本論文では、保護対象となる権利・義務について、特に被災者の生命の保護に関する被災国の義務を主たる検討対象とし、また、時間的には、災害対応が行われる災害発生後を主たる対象とするものの、災害発生前であっても、本稿の目的に照らして必要であると判断される場合には本論文の検討の対象に加えている。さらに、取り上げる素材は、自由権規約や社会権規約などの国連の主要な人権条約、欧州人権条約や米州人権条約などの地域的人権条約、並びにその実施機関の実行である。また、2016年に採択された「災害時における人の保護」に関するILC条文草案（「ILC条文草案」）や「自然災害発生時における人の保護に関する機関間常設委員会運用指針」など、人権条約以外の文書で、被災者の保護や人道支援に関して採択等されてきた文書も検討対象としている。

【本論文の概要】 本稿は3部構成を取り、序章と終章を含む9章で構成される。第1部「本稿で用いる主要な用語の定義」では、災害と被災者の定義問題を取り上げる。第1章「災害の定義」及び第2章「被災者の定義」がそれぞれあり、本論文の鍵となる概念の定義が検討される。

第2部「被災者の生命の保護と人権条約上の被災国の義務」は、被災者の生命の保護に関する人権条約上の被災国の義務の内容を明らかにする。まず、第3章「被災者の保護の意味」では、人権条約機関の実行と ILC 条文草案を主たる検討素材として、被災者の保護を、被災者の人権保護と特別のニーズの確保の2つの観点から検討している。第4章「被災者の生命の保護と自由権規約」及び第5章「被災者の生命の保護と欧州人権条約」では、それぞれ自由権規約第6条及び欧州人権条約第2条が規定する生命に対する保護の具体的内容を検討する。焦点は、いずれも両条の積極的義務の内容にあてられている。

第3部「災害時における人道支援の提供と人権条約上の被災国の義務」は、人権条約上の国際協力の義務に関し、災害時における国外からの人道支援の受け入れをめぐる法的問題を検討し、これらに関する人権条約上の被災国の義務の内容を明らかにする。第6章「災害時における人道支援の提供の意味」では、人道支援の定義と人道支援に関する原則を検討し、その内容を示し、第7章「災害時における人道支援の提供と国際協力の義務」では、被災者の「人道支援に対する権利」に関する議論を概観するとともに、社会権規約における国際協力の義務と ILC 条文草案を検討し、災害時における国外からの人道支援の受け入れに関する人権条約上の被災国の義務の内容を明らかにしている。

「終章」では、以上の検討を踏まえた結論を示すとともに、今後の課題も示している。

【論文の意義】 本論文は、第1に、将来的に「国際災害法」を構想しつつ（それを体系化することが本論文の目的ではないことは筆者自身が断っている。）、主に被害者保護及び被災国の責務の観点から、既存の国際人権文書を再構成する試みのひとつといえることができる。このような作業により、既存の諸文書に対して新たな照明をあて、それでカバーすることができる部分と、不十分な部分を発見することにより、より自覚的に「国際災害法」を構築していく第一歩を記すものと考えられる。また、本論文の分析の中心のひとつである生命に対する権利をはじめとする人権条約の関連規定の分析により、「国際災害法」の重要な構成要素が明らかにされている。本論文の着眼点及び分析は、以上の点で従来の研究を超える新規性・独創性を有し、学問的価値を有するものといえる。第2に、

本論文は、課題に関係する学説や実行などを広く渉猟し、それを十分に咀嚼した上で、これを整理し分析している。この点で、学問的な継承性は明らかである。第3に、本論文の論述の過程において論理の飛躍はなく、論理的整合性を有する。第4に、本論文は、学説にせよ実行にせよ、確実な典拠をもって裏付けを図っており、実証性を有することは明らかである。第5に、本論文は、明確で適切な表現で綴られており、この点で本論文は明確である。

【結論】 以上を要するに、本論文は、その新規性、継承性、実証性、論理性及び明確性を兼ね備えており、その上に実践的な重要性をも有するものといえる。従って、審査委員は、全員一致で、本論文が博士（国際公共政策）の学位を授与するに値するものと認定する。